

## 1 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

### (1) 令和3年度のコロナ対策予算について

令和3年度の新型コロナウイルス感染症に対する予算については、万全な医療提供体制を確保するため、令和2年度に引き続き、市内の病院と協定を締結し、陽性患者の入院を受け入れた場合に1人1日あたり3万円を負担するほか、患者の受入れにあたって必要となる施設整備や備品・消耗品の購入などに対する費用を負担します。

また、市内の発生状況や医療機関の入院状況などの情報を収集し、患者さんの円滑な入院及び移送調整等を行えるよう「感染症・医療調整本部（Y-CERT）」を引き続き運営します。

さらに、震災等の大規模災害時の感染症対策として、避難所に巡回診療を行う医療救護隊の資器材を新規に購入します。

### (2) 本市が確保しているベッド数と感染者が入院できる毎日のベッド数について

本市では、令和3年1月時点で新型コロナウイルス感染症患者用に518床の最大確保病床を確保しています。

本市の病床の運用は、通常医療と感染症医療の両立が図れることを目的としているため、各医療機関では、日々の陽性患者の入院数に合わせて、新たな患者さんを受け入れられるよう空床を確保しています。

### (3) Y-CERTでの調整処理における繁忙状況について

特に繁忙であった時期は、緊急事態宣言下の1月でした。

新規陽性者の急増に加えて、自宅からの救急搬送や宿泊療養者の体調急変による入院調整が増加するなど、突発的な事案が多く発生しました。

### (4) 入院調整などで特に苦勞していることについて

入院調整業務において困難な業務として、具体的には、

①患者さんの容体や既往症などの聴取事項を医療機関の医師や看護師等に短時間で正確に伝達すること。

②「患者さんの出発時間」、「医療機関の受入時間」、「民間救急車の

送迎時間」の時間調整を区役所、病院、民間救急事業者の間に入って行うこと。

③医療機関からの重症化による転院搬送の調整依頼は、受入先の調整に必要な容体や治療方針などの情報を短時間で漏れのないよう聴取するとともに、人工呼吸器、ECMOの使用状況や搬送距離等を考慮しながら、病院選定、調整を迅速に行わなければならないこと。  
などがあります。

(5) 区役所を含む保健所との連携について

入院調整業務は、各区役所の保健師から、一人ひとりの患者情報を聴取し、状況を正確に把握しながら行っています。また、介護施設や高齢者施設のクラスター発生時には、施設内の感染状況を区局の所管課と共有しながら、入院の対応を調整しています。

(6) 消防局との連携について

自宅療養や宿泊療養施設で発生する救急事案は、直ちに医療機関に搬送する必要があるため、病院情報などを消防局司令課を通じて救急隊に伝達できるよう、消防職員もY-CERTに常駐するようにしています。

(7) 入院調整におけるY-CERTと神奈川県との役割分担について

神奈川県は、医療機関の指定、宿泊療養施設の確保、自宅療養者等の療養サポートなど、神奈川モデルとして感染症対策全体のスキームを構築しており、その枠組みの中で横浜市内における入院調整はY-CERTが担当しています。また、他都市の患者さんが横浜市内の医療機関に通院している場合などには、神奈川県と緊密な連携の下、市内の病院に入院させるなど、適切な対応を行っています。

(8) 病床確保に向けた取組について

感染の拡大と入院患者数の増加に合わせて、市立病院や市大病院をはじめ公立・公的病院の受入病床を拡充しています。また、横浜市病院協会とも連携して市内医療機関に働きかけ、民間の協力病院を拡充し、現在、市内27病院で陽性患者の受入れを行っています。

あわせて、病床を効率的に活用するため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽快しても、引き続き、入院が必要な患者さんの療養やリハビリ

リテーションを行う「後方支援病院」の確保にも取り組んでいます。

(9) 再度の感染爆発に備えた対応病床の増床について

再度の感染拡大に備え、当面の間、第3波で拡充してきた病床を一定程度維持しながら、通常の診療との両立を図ります。その上で、感染者数が増加した際には受入病床を徐々に拡充し、感染爆発が起きた場合には、各病院に確保いただいている最大病床数まで拡大し、対応します。

また、引き続き、横浜市病院協会とも連携しながら、陽性患者に対応する病院の更なる拡大も図っていきます。

(10) 「旧市民病院については、旧感染症病棟を再整備して受入病床とすることも検討すべき」についての見解

旧市民病院は、昨年5月に病院機能が新病院に移転してから10か月以上が経過し、電気設備などに不具合が生じています。感染症病棟を再活用するには、電気設備等の更新や修繕工事などが必要なこと、さらに医師等の医療従事者の確保も必要なことなど、課題が多くあります。

また、既に市内の多くの高度医療機関や協力病院で患者さんを受け入れ、神奈川県が用意した重点医療機関を利用できる状況を考慮し、既存の医療機関の受入病床を増やす、あるいは協力病院を増やすことで対応していきたいと考えています。

## 2 病床機能確保について

(1) 病床整備の進捗状況について

病床整備事前協議に基づき、病床配分を行っている一方で、廃止や病床の減床を行う医療機関もあり、令和2年(2020年)4月1日現在では、平成29年(2017年)と比べ約300床の増床となっています。

しかしながら、平成30年度(2018年度)と令和2年度(2020年度)に実施している病床整備事前協議においては、合わせて約1,400床の公募に対して、約3,000床の増床希望があったことから医療機関の増床意欲は十分あると考えています。

医療を取り巻く環境は、常に変化していますので、的確な基準病床数の見直しや医療機能の確保などにより、医療需要の実態に即した病床整備を

進めていきます。

## (2) 新型コロナウイルス感染症による病床整備への影響について

平成30年度(2018年度)に配分した809床のうち、新型コロナウイルス感染症の影響なども含めて、法人等による事業計画の変更、中断により、一部整備計画に遅れが生じています。

しかしながら、令和2年度(2020年度)の病床整備事前協議においては、コロナ禍にあって880床の応募があったことから、医療機関の増床意欲は十分あると考えています。

## (3) 病床機能の転換や増床の支援について

病床機能の転換や増床については、本市が神奈川県に強く要望したことにより、神奈川県地域医療介護総合確保基金から、施設整備費の4分の3を補助する制度があるほか、医療機関に医業経営コンサルタント等を派遣する制度などがあります。

また、施設基準については、診療報酬上、一定の制限を受ける場合もありますが、本市として医療機関からの相談等に丁寧に対応していきたいと考えています。

## 3 看護人材の確保について

### (1) 200床未満の病院を対象とした合同就職説明会への参加支援の取組内容について

例年12月から4月にかけて開催される合同就職説明会に、本市が市内の200床未満の病院に代わり出展ブースを設けることで、説明会への対象病院の参加を支援する取組です。

具体的には、横浜市のブースにおいて、参加病院の採用担当者や看護部長、若手の看護師等が、看護学生に対して自院の魅力をPRするとともに、病院見学会やインターンシップについての案内をしています。

### (2) 合同就職説明会に参加した病院数及び出展ブースに来訪した看護学生数について

神奈川県内への就職者が多い、仙台(東北地方)、東京(関東地方)、福岡(九州地方)の3会場に出展しており、令和元年度の参加病院は8病院

で、横浜市のブースを訪れた看護学生は 206 人でした。令和 2 年度は、3 会場のうち 2 月末に仙台会場への出展を終えたところですが、参加病院は 5 病院で、ブースを訪れた看護学生は 146 人でした。

200 床を超える病院のブースが多数を占める中、市内の病院が本市のブランド力を生かして、魅力を P R しています。

### (3) 合同就職説明会の参加支援の充実に向けた取組について

合同就職説明会への参加を希望する病院が多いことから、本市が確保するブースの増設や、より多くの学生の目に留まるようなブース装飾の工夫を検討していきます。

さらに、コロナ禍でも安全に、加えて地理的な制約を受けることなく全国の看護学生に自院の魅力を発信できるウェブ上での合同就職説明会への出展についても検討していくなど、引き続き、市内の 200 床未満の病院の採用・定着を支援していきます。

## 4 ドクターカーシステム事業について

### (1) 令和 2 年度の事業の対応状況について

医療局、市民病院、消防局が連携する本事業については、それぞれが令和 2 年 10 月の運用開始に向けて取り組んできました。まず、医療局では市内の救命救急センター設置医療機関に対して事業説明と医師の派遣をお願いし、ドクターカーの出場範囲や活動内容については消防局が設定、医師の雇用と医療資器材等の調達は市民病院が対応を図りました。このような経過を経て 10 月 1 日から試行運用を開始し、令和 3 年 1 月末現在で 160 件出場しています。

### (2) 課題や事業の方向性の検討について

令和 2 年度は、試行運用の結果から医療局、市民病院、消防局それぞれの所管事務の課題や問題点を確認し、本格運用につなげていきます。

令和 3 年度は、一定程度の症例を重ねた上で市内の救命救急センターの医師等と検証を行い、課題解決方法や事業の方向性を検討していきたいと考えています。

## 5 市民病院の経営について

### (1) 一般会計繰入金の考え方について

市立病院は、地方公営企業として独立採算を原則としていますが、地方公営企業法で、公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費などは一般会計が負担するものと規定されています。

一般会計繰入金については、総務省の繰出基準に明示された方法や、普通交付税・特別交付税の算定基準、地方財政計画の積算などにより算出しています。

### (2) 一般会計繰入金が3億円減少して20億円となった理由について

令和2年度予算においては、市民病院の再整備に関連する繰入金が、前年度に比べて7億円ほど増加すると見込んでいました。

しかし、医療機器等の固定資産購入費の節減に努めるとともに、企業債償還年限を見直したことにより、企業債償還額が減少し、一般会計繰入金が約3億円縮減できました。

### (3) 令和3年度の病床利用率の向上のための取組について

令和2年度は新病院への移転及び新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等で患者数は減少しましたが、感染症医療と高度急性期医療の両立に努めてきた結果、9月以降の患者数は回復傾向にあります。

令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れつつ、併せて、新病院で整備した施設・設備を最大限活用し、高度急性期医療を必要とする患者さんを積極的に受け入れていきます。